広島県電気設備保全業務共通仕様書（平成 22 年版）

第１章　一般事項

第１節　一般事項

1　適用

(1)　本共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は，建築物及びその付帯施設（以下「建築物等」という。）の電気設備保全業務に適用する。

(2)　共通仕様書に規定する事項は，別に定めがある場合を除き，受注者の責任において履行すべきものとする。

(3)　電気設備保全業務に係る契約図書は以下によるものとし，相互に補完するものとする。ただし，契約図書間に相違がある場合の優先順位は，次のアからエの順番とし，これにより難い場合は，5「質疑に対する協議等」による。

ア　質問回答書

イ　契約書

ウ　特記仕様書（図面，機器リストを含む）

エ　共通仕様書

(4) 共通仕様書の規定は，別の定めがある場合は適用しない。

2　業務目的

本業務は，電気設備について専門的見地から点検又は測定等により劣化及び不具合の状況を把握し，保守の措置を講ずることにより，所定の機能を維持し，事故・故障等の未然の防止に資することを目的とする。

3　用語の定義

契約図書において用いる用語の定義は，次による。

(1)　「施設管理担当者」とは，建築物等の管理に携わる者で，保全業務の監督を行うことを発注者が指定した者をいう。

(2)　「受注者等」とは，当該業務契約の受注者又は業務責任者をいう。

(3)　「業務責任者」とは，業務を総合的に把握し，業務を円滑に実施するために施設管理担当者との連絡調整を行う者で，現場における受注者側の責任者をいう。

(4)　「業務担当者」とは，業務責任者の指揮により業務を実施するもので，現場における受注者側の担当者をいう。

(5)　「業務関係者」とは，業務責任者及び業務担当者を総称していう。

(6)　「施設管理担当者の承諾」とは，受注者が施設管理担当者に対し書面で申し出た事項について，施設管理担当者が書面をもって了解することをいう。

(7)　「施設管理担当者の指示」とは，施設管理担当者が受注者等に対し業務の実施上必要な事項を，書面によって示すことをいう。

(8)　「施設管理担当者と協議」とは，協議事項について，施設管理担当者と受注者等とが結論を得るために合議し，その結果を書面に残すことをいう。

(9)　「施設管理担当者の確認」とは，業務の各段階で受注者が実施した業務について，施設管理担当者が，立会い又は提出された報告に基づき，その事実を認知することをいう。

(10)　「施設管理担当者の立会い」とは，業務の実施上必要な指示，承諾，協議及び確認を行うため，施設管理担当者がその場に臨むことをいう。

(11)　「特記」とは，「１適用」の(3)のア，イ及びウに指定された事項をいう。

(12)　「業務検査」とは，契約書に規定するすべての業務の完了の確認，又は，毎月の支払いの請求に関わる業務の終了の確認をするために，発注者が指定した者が行う検査をいう。

(13)　「作業」とは，契約図書で定める建築物等の定期点検，臨時点検，日常点検，保守，運転・監視に当たることをいう。

(14)　「必要に応じて」とは，これに続く事項について，受注者等が作業の実施を判断すべき場合においては，あらかじめ施設管理担当者の了承を受けて対処すべきことをいう。

(15)　「原則として」とは，これに続く事項について，受注者等が遵守すべきことをいう。ただし，あらかじめ施設管理担当者の承諾を受けた場合は他の手段によることができる。

(16)　「点検」とは，建築物等の部分について，損傷，変形，腐食，異臭その他の異常の有無を調査することをいい，保守又はその他の措置が必要か否かの判断を行うことをいう。

(17)　「定期点検」とは，当該点検を実施するために必要な資格又は特別な専門的知識を有する者が定期的に行う点検をいい，性能点検，月例点検を含めていう。

(18)　「臨時点検」とは，当該点検を実施するために必要な資格又は特別な専門的知識を有する者が，台風，暴風雨，地震等の災害発生直後及び不具合発生時に臨時に行う点検をいう。

(19)　「日常点検」とは，目視，聴音，触接等の簡易な方法により，巡回しながら日常的に行う点検をいう。

(20)　「保守」とは，点検の結果に基づき建築物等の機能の回復又は危険の防止のために行う消耗部品の取替え，注油，塗装その他これらに類する軽微な作業をいう。

(21)　「運転・監視」とは，施設運営条件に基づき，建築設備を稼動させ，その状況を監視し，制御することをいう。

(22)　「関係法令等」とは，業務の実施に当たり守るべき法令及び条例並びに規則，その他行政機関が公示し，又は発する基準，指針，通達等をいう。

(23)　「管理標準」とは，エネルギーの使用の合理化に関する法律第 5 条に基づく判断基準に従い，エネルギー消費設備の運転・監視，計測・記録及び保守・点検について自ら定めたマニュアルをいう。

4　受注者の負担の範囲

(1)　契約図書及び契約図書において適用することが定められている図書類のうち，業務の施行に必要なものは受注者の負担において整備する。

(2)　業務の実施に必要な施設の電気，ガス，水道等の使用に係る費用は，特記がある場合に限り受注者の負担とする。

(3)　関係法令等に基づく官公庁その他の関係機関への必要な届出手続，検査手数料に関する事項については，共通仕様書及び特記による。

(4)　関係法令等に基づく官公庁その他の関係機関の検査又は契約書に定める検査を受検するに当たっては，その検査に必要な資機材，労務等を提供し，これに直接要する費用は受注者の負担とする。

(5)　点検に必要な工具，計測機器等の機材は，設備機器に付属して設置されているものを除き，受注者の負担とする。

(6)　保守に必要な消耗品，材料，油脂等は，受注者の負担とする。ただし，特記により発注者が支給するものと定めるものは除く。

(7)　清掃に必要な資機材は，受注者の負担とする。

(8)　業務の報告書等の用紙（中央監視制御装置等に使用する印刷用紙を含む。）及び消耗品は，受注者の負担とする。ただし，特記により発注者が支給するものと定めるものは除く。

(9)　業務の性質上当然実施しなければならないもの，業務に関連する軽微な事項及び業務の関連性から施設管理担当者が必要と判断したものなど，当該業務に係る附帯的業務は，受注者の負担において行う。

5　質疑に対する協議等

(1)　契約図書の定められた内容に疑義が生じた場合は，施設管理担当者と協議する。

(2)　(1) の協議を行った結果，契約図書の訂正又は変更を行う場合は，受注者および発注者の協議による。

(3)　(1) の協議を行った結果，契約図書の訂正又は変更に至らない場合においても協議の内容は，第２節５「業務の記録」(1) の規定による。

6　報告書の書式等

報告書の書式は，別に定めがある場合を除き，施設管理担当者の指示による。

7　関係法令等の遵守

業務の実施に当たり，適用を受ける関係法令等を遵守し，業務の円滑な遂行を図る。

第 2 節　業務関係図書

1　業務計画書

(1)　業務責任者は，業務の実施に先立ち，実施体制，全体工程，業務担当者が有する資格等，必要な事項を総合的にまとめた業務計画書を作成し，施設管理担当者の承諾を受ける。ただし，軽微な業務の場合において施設管理担当者の承諾を得た場合はこの限りではない。

(2)　業務関係者が施設に常駐して行う業務においては，受注者は業務関係者の労務管理について適切に行うよう計画する。

2　作業計画書

業務責任者は，業務計画書に基づき作業別に，実施日時，作業内容，作業手順，作業範囲，業務責任者名，業務担当者名，安全管理等を具体的に定めた作業計画書を作成して，作業開始前に施設管理担当者の承諾を受ける。

3　緊急対応連絡表

緊急時における連絡先を明確にしておく。

4　貸与資料

業務に関する資料は，貸与又は閲覧することができる。なお，貸与期間は 2 週間を限度とし，施設管理担当者の許可を受けるものとする。

5　業務の記録

(1)　施設管理担当者と協議した結果について記録し，施設管理担当者に提出すること。

(2)　点検，保守等を実施した場合には，その内容，結果を記録しておくこと。記録について，施設管理担当者より請求された場合は，提出又は提示する。

第3節　業務現場管理

1　業務管理

契約図書に適合する業務を完了させるために，業務管理体制を確立し，品質，工程，安全等の業務管理を行う。

2　業務責任者

(1)　受注者は，業務責任者を定め施設管理担当者に届け出る。また，業務責任者を変更した場合も同様とする。

(2)　業務責任者は，業務担当者に作業内容及び施設管理担当者の指示事項等を伝え，その周知徹底を図る。

(3)　業務責任者は業務担当者を兼ねることができる。

3　業務条件

(1)　業務を行う日及び時間は，特記による。

(2)　契約図書に定められた業務時間を変更する必要がある場合には，あらかじめ施設管理担当者の承諾を受ける。

4　電気工作物の保安業務

(1)　「電気事業法」による事業用電気工作物の維持及び運用の保安に関する事項に係る業務は，特記による。

(2)　(1)の実施に当たり，受注者等は，同法令に従い，電気工作物の保安体制を確立する。

(3)　(1)に係る業務を実施する場合には，発注者が定める事業用電気工作物保安規程（以下「保安規程」という。）に従うものとし，電気主任技術者の監督下において，保安の確保に努める。

5　業務の安全衛生管理

(1)　業務担当者の労働安全衛生に関する労務管理については，業務責任者がその責任者となり，関係法令にしたがって行う。

(2)　業務責任者は作業従事者に労働安全衛生法に基づく安全教育等の措置を講じること。

(3)　業務の実施に際し，アスベスト又は PCB を確認した場合は，施設管理担当者に報告する。

6　支給品等の管理

支給された消耗品又は貸与された資機材等がある場合は，管理台帳等を作成するとともに，適時，現在数量を確認し，盗難，紛失，損傷等のないよう、適切な管理を行う。

7　危険防止の措置

(1)　業務の実施に当たっては，常に整理整頓を行い，危険な場所には必要な安全措置をとり，事故防止に努める。(高所作業における転落事故の防止，マンホール・水槽内作業における酸欠事故防止等)

(2)　高所，通路上における作業の場合は，職員，施設来所者の安全を確保するための措置を講じる。

(3)　業務を行う場所又はその周辺に第三者がいる場合又は立入るおそれがある場合には，施設管理担当者に報告するとともに，危険防止に必要な措置をとること。また，関係者以外の当該場所への立入りは，原則，禁止とすること。

(4)　業務終了後の施錠確認を徹底すること。

8　気象予報等に対する注意

気象予報又は警報等に関して常に注意を払い，災害等により当該施設が損害を受けることが予想される場合は，速やかに施設管理担当者に連絡するとともに，施設管理担当者の指示に従い，適切な措置をとる。

9　緊急時の措置

災害及び事故等が発生した場合は，人命の安全確保を優先し，適切な措置をとるとともに施設管理担当者に連絡し，二次災害の防止に努める。事後，速やかにその経緯を施設管理担当者に報告する。

10　別契約の関連委託，関連工事等

当該施設に関する別契約の受注者又は工事請負者等と相互に協力し合い，当該施設の保全に関して円滑な進行を図る。特に災害及び事故等の緊急時には，連携し，適切な措置を速やかに行うものとする。

11　火気の取扱い

作業等に際し，原則として火気は使用しない。火気を使用する場合は，あらかじめ施設管理担当者の承諾を得るものとし，その取扱いに際しては十分注意する。

12　喫煙場所

業務関係者の喫煙は，指定した場所において行い，喫煙後は消火を確認する。

13　出入り禁止箇所

業務に関係ない場所及び室への出入りは禁止する。

第4節　業務の実施

1　業務の実施

業務は，契約図書並びに業務計画書，作業計画書及び施設担当者の指示に従って適切に行うとともに，次による。

(1)　業務の一工程が終了したときは，当該業務に関連する部分の後片付け及び清掃を行う。

(2)　業務の実施に伴い，作業の対象又はその周辺に汚損等の損害を与えた場合は，受注者の責任において復旧する。また，受注者の過失により発注者又は第三者に損害を与えたときは，その損害を賠償すること。

2　業務担当者

(1)　業務担当者は，その作業等の内容に応じ，必要な知識及び技能を有するものとする。

(2)　法令により，作業等を行う者の資格が定められている場合は，当該資格を有する者が当該作業を行う。なお，電気事業法に基づく電気主任技術者の選任を業務に含む場合は，受注者の従業員の中から選任する。

3　代替要員

業務内容により代替要員を必要とする場合には，あらかじめ施設管理担当者に報告し，承諾を得るものとする。

4　服装等

(1)　業務関係者は，業務及び作業に適した服装，履物で作業を実施する。

(2)　業務関係者は，名札又は腕章を着けて業務を行う。

5　施設管理担当者の立会い

次の場合は，施設管理担当者の立会いを受けること。また，受注者側から施設管理担当者の立会いを求める場合は，予め申し出ること。

(1)　施設管理担当者の確認が立会いにより行われる場合

(2)　その他，特に施設管理担当者から求めがあった場合

6　業務の報告

(1)　作業を行なった日は，その日の作業内容を記録し，速やかに施設管理担当者に提出する。ただし，同一業務内容を連続して行う場合は，施設管理担当者と協議の上，省略することができる。

(2)　業務の実施状況及び結果等の記録を報告書としてまとめ，施設管理担当者に提出する。なお，報告書には，それらの状況等を示す写真又は図面等を添付する。

(3)　報告書等の提出方法及び提出の時期については，特記又は施設管理担当者の指示による。

第5節　業務に伴う廃棄物の処理等

1　廃棄物の処理等

(1)　業務の実施に伴い発生した廃棄物の処理は，原則として受注者の負担とする。ただし，特記により定められている場合はそれに従う。

(2)　発生材の保管場所及び集積場所は，施設管理担当者が指定する場所とする。

2　産業廃棄物等

(1)　業務の実施に伴い発生した産業廃棄物等のうち，受注者の負担としているものについては，関係法令等を遵守し適正に処理すること。

(2) 特別管理産業廃棄物は，人の健康や生活環境に被害を生じる恐れが多いため，その取扱いや処理方法等を定めた法律等を遵守して，適切に処理する。

第6節　業務の検査

1　業務の検査

受注者は，契約書に基づき，その支払いに係る請求を行うときは次の書類を提出し，発注者の指示したものが行う業務の検査を受けるものとする。

(1)　業務報告書

(2)　出勤・退勤確認簿(常駐業務の場合)

第7節　建物内施設等の利用

1　居室等の利用

(1)　常駐業務室，控室，倉庫等及びその付帯設備並びに什器，ロッカー等の供用については，特記による。
(2)　供用室及び供用物は，業務責任者の管理のもと，これらを使用する。
(3)　供用室及び供用物を汚損等の損害を与えた場合は，受注者の責任において復旧する。

2　供用施設の利用
(1)　建物内の便所，エレベーター等の一般供用施設は，利用することができる。
(2)　建物内の浴室，シャワー室，休憩室等は，あらかじめ施設管理担当者の承諾を受けて使用することができる。

3　駐車場の利用
施設の駐車場の利用の可否については，特記による。

第8節　作業用仮設物及び持ち込み資機材等

1　作業用足場等
(1)　各業務共通仕様書で規定する足場，仮囲い等は，受注者の負担とする。
(2)　足場，仮囲い等は，労働安全衛生法，建築基準法，建設工事公衆災害防止対策要綱その他関係法令等に従い，適切な材料及び構造のものとする。

2　持ち込み資機材の残置
施設管理担当者の承諾を得た場合には残置することができる。なお，残置資機材の管理は，受注者等の責任において行う。

3　危険物等の取扱い
業務で使用するガソリン，薬品，その他の危険物の取扱いは，関係法令等による。

第２章　定期点検等及び保守

第１節　一般事項

1　適用

電気設備の定期点検，臨時点検及び保守に関する業務に適用する。

2　点検の範囲

(1)　定期点検及び臨時点検の対象部分，数量等は，特記による。

(2)　特記した対象部分について共通仕様に示す点検内容を実施し，その結果について報告する。なお，特記した対象部分以外であっても，異常を発見した場合には，施設管理担当者に報告する。

(3)　点検周期が１年を超える点検内容の実施は，特記による。

3　保守の範囲

定期点検及び臨時点検の結果に応じ実施する保守の範囲は，次のとおりとする。

(1)　汚れ，詰まり，付着等がある部品又は点検部の清掃

(2)　取り付け不良，作動不良，ずれ等がある場合の調整

(3)　ボルト，ねじ等で緩みがある場合の増し締め

(4)　次に示す消耗部品の交換又は補充

ア　潤滑油，グリス，充填油等

イ　ランプ類，ヒューズ類

ウ　パッキン，ガスケット，０リング類

エ　精製水

(5)　接触部分，回転部分等への注油

(6)　軽微な損傷がある部分の補修

(7)　塗装（タッチペイントによる部分的な塗装補修とし，ホルムアルデヒド放散等級F☆☆☆☆の防錆ペイントを使用する。）

(8)　支給部品による簡単な部品交換

(9)　その他これらに類する軽微な作業

4　点検の実施

(1)　点検を行う場合には，あらかじめ施設管理担当者から劣化及び故障状況を聴取し，点検の参考とする。

(2)　点検及び保守を行うに当たっては，作業の対象又はその周辺に汚損等の損害を与

えることのないよう，適切な養生を行う。

(3)　点検は，原則として目視，触接又は軽打等により行う。

(4)　測定を行う点検は，定められた測定機器又は当該事項専用の測定機器を使用する。

(5)　異常を発見した場合には，同様な異常の発生が予想される箇所の点検を行う。

(6)　保守は，点検の結果に基づき，劣化又は異常の状態に見合った適切な措置を受注者の責任においてとるものとする。ただし，劣化又は異常の状態が著しく，保守の内容が高度又は専門の技術等を要すると判断される場合は，施設管理担当者と協議する。

5　周期の表記

定期点検の周期の表記は，次による。

(1)　6M は，6 月に 1 回行うものとする。

(2)　1Y は，1 年に 1 回行うものとする。

(3)　3Y は，3 年に 1 回行うものとする。

(4)　5Y は，5 年に 1 回行うものとする。

(5)　6Y は，6 年に 1 回行うものとする。

6　支給材料

保守に用いる次の消耗品，付属品等は，特記がある場合を除き，受注者の負担外とする。

(1)　ランプ類

(2)　ヒューズ類

(3)　発電機・原動機用の潤滑油及び燃料

7　応急措置等

(1)　点検の結果，対象部分に脱落や落下又は転倒の恐れがある場合，また，継続使用することにより著しい損傷又は関連する部材・機器等に影響を及ぼすことが想定される場合は，簡易な方法により，応急措置を講じるとともに，速やかに施設管理担当者に報告する。

(2)　落下，飛散等の恐れがあるものについては，その区域を立入禁止にする等の危険防止措置を講じるとともに，速やかに施設管理担当者に報告する。

(3)　応急措置，危険防止措置にかかる費用は，施設管理担当者との協議による。

8　故障等の対応

設備機器等について故障等が発生し，施設管理担当者の指示があったときは，直ちに技術者を派遣し，故障等の原因を調査，報告するとともに，適切な措置をとる。

9　点検及び保守に伴う注意事項

(1)　点検及び保守の実施の結果，対象部分を現状より悪化させてはならない。

(2)　点検及び保守の実施に当たり，仕上材，構造材等の一部撤去又は損傷を伴う場合には，あらかじめ施設管理担当者の承諾を受ける。

(3)　点検・保守が困難な部分等の対応については，事前に施設管理担当者と協議する。

第2節　点検内容

1　適用

(1)　適用

定期点検、臨時点検及び保守に適用する。

(2)　点検時の電源状況

高圧（特別高圧を含む）及び低圧電源に係る点検は，原則として停電状態で行う。

(3)　保安規程の遵守

保安規程により定められている点検項目，点検内容及び周期は，共通仕様書に優先する。なお，保安規程により定められていない事項は，共通仕様書による。

2　定期点検等及び保守の範囲

(1)　電灯・動力設備

ア　照明器具

点検項目及び点検内容は，表1-1による。

イ　分電盤（耐熱形分電盤を含む），開閉器箱等

点検項目及び点検内容は，表1-2による。

ウ　制御盤

点検項目及び点検内容は，表1-3による。

エ　幹線

点検項目及び点検内容は，表1-4による。

表1-1　照明器具（蛍光灯）

点検項目	点検内容	周期	備考
1本体	①反射板，枠の汚損，損傷，さび及び変色の有無並びに取付け状況を点検する。	1Y	
	②ルーバー及び透光性カバーの汚損、破損、変色等の有無を点検する。	1Y	
	③管球の異常なちらつき等の有無を点検する。	1Y	
2部品			
(1)安定器	①点灯時の異常音の有無を点検する。	1Y	
	②安定器の変形，変色，及びさびの有無を点検する。	1Y	
	③ケースの著しいさび，変形及び変色の有無を点検する。	1Y	
(2)ソケット	変形，ぐらつき，ひび割れ，破損等の有無を点検する。	1Y	
(3)進相コンデンサ	コンデンサケースの変形，ふくらみ及び漏油の有無を点検する。	1Y	

表 1-2　分電盤（耐熱形分電盤を含む），開閉器箱等

点検項目	点検内容	周期	備考
1 キャビネット (1)屋内型	①盤の取付け状況（支持ボルトの緩み）を確認する。	1Y	耐熱形分電盤は 6M とする。
	②ごみ，振動音，過熱等の有無を点検する。	1Y	耐熱形分電盤は 6M とする。
	③断熱充填物（不燃耐熱シール材）の欠損及び割れの有無を点検する。	6M	耐熱形分電盤に限る。
	④断熱ボックスに割れ等がないことを確認する。	6M	耐熱形分電盤に限る。
(2)屋外型	①盤の取付け状況（支持ボルトの緩み）を確認する。	1Y	
	②汚損，損傷，腐食，過熱等の有無を点検する。	1Y	
	③防水パッキンの劣化状況及びさびの有無を点検する。	1Y	
	④盤内部の雨水の浸入または痕跡，結露等の有無を点検する。	1Y	
	⑤断熱充填物（不燃耐熱シール材）の欠損及び割れの有無を点検する。	6M	耐熱形分電盤に限る。
2 導電部 (1) 母線，分岐導体，盤内配線支持物等	①汚損，損傷，腐食，過熱等の有無を点検する。	1Y	耐熱形分電盤は 6M とする。
	②異常音，異臭，変色の有無を点検する。	1Y	耐熱形分電盤は 6M とする。
	③導電接続部の緩みの有無を点検する。	1Y	
(2)端子部	変色及び異臭の有無を点検する。	1Y	耐熱形分電盤は 6M とする。
3 機器（遮断機，継電器，電磁接触器，タイマー，リモコン，変圧器等)	①テストボタン（漏電遮断器）に~~そ~~よる動作の確認を行う。	1Y	耐熱形分電盤は 6M とする。
	②各機器の異音，異臭，変色及び過熱の有無を点検する。	1Y	耐熱形分電盤は 6M とする。
	③点検時を除き非常用ブレーカーがＯＮ（入）になっていることを確認する。	6M	耐熱形分電盤に限る。

4 絶縁測定	絶縁抵抗を測定し，その良否を確認する。	1Y	耐熱形分電盤は 6M とする。
5 接地抵抗	単独接地極の場合は，接地抵抗を測定し，その良否を確認する。	1Y	

表 1-3　制御盤

点検項目	点検内容	周期	備考
1 キャビネット	表 1-2「分電盤（耐熱形分電盤を含む），開閉器箱等」1 による。なお，フィルターがある場合は，目詰まりを点検する。	1Y	
2 導電部	表 1-2「分電盤（耐熱形分電盤を含む），開閉器箱等」2 による。	1Y	
3 機器，制御回路			
(1) 遮断器，電磁接触器，継電器，端子台，制御スイッチ，計器，変流器，インバータ，表示灯，進相コンデンサ，ヒューズ類	①テストボタン（漏電遮断器等）による動作確認を行う。	1Y	
	②異常音，発熱，異臭，変色等の有無を点検する。	1Y	
	③機器取付け状態の良否を点検する。	1Y	
	④単位装置毎に試験運転を行い運転電流を確認する。	1Y	
	⑤換気扇の回転状態，異常音の有無を点検する。また，ファン部のごみの付着，汚損等の有無を点検する。	1Y	
	⑥液面電極，レベルスイッチ等の状態を点検する。	1Y	
	⑦インバータ用冷却ファンの作動状態を点検する。	1Y	
(2)制御回路	①自動，連動運転等のシステム運転の確認を行う。	1Y	
	②警報装置の動作確認を行う。	1Y	
	③液面継電器の動作確認を行う。	1Y	
	④インバーターの単体運転にて，相間出力電圧及び出力電流のバランス確認を行う。	1Y	
4 絶縁測定	絶縁抵抗を測定し，その良否を確認する。	1Y	

5 接地抵抗	接地抵抗を測定し，その良否を確認する。	1Y	単独設置極の場合に限る。

表 1-4　幹線

点検項目	点検内容	周期	備考
1 ケーブル等の配線	①ケーブル被覆材，支持材及び端子部の損傷，腐食，過熱等の異常の有無を点検する	1Y	
	②端子部及び分岐接続部の緩み等の有無を点検する。	1Y	
	③ケーブル支持材（結束材を含む）の緩み等の有無を点検する。	1Y	
	④垂直幹線の最上部の支持状況を点検する。	1Y	
2 バスダクト	①接続部の外面が異常な温度となっていないことを確認する。	1Y	
	②接地ボンド，分岐部ボンド等の緩みの有無を点検する。	1Y	
3 ケーブルラック及び配管	ケーブルラック及び配管の変形，損傷，腐食等の有無を点検する。	1Y	
4 防火区画貫通処理部	亀裂，欠落等の有無を点検する。	1Y	
5 絶縁測定	絶縁抵抗を測定し，その良否を確認する。	1Y	

(2)　受変電設備

ア　電気室，配電盤等（内部機器を除く）

点検項目及び点検内容は，表 2-1 による。

イ　変圧器（モールド変圧器，油入変圧器，特別高圧ガス入変圧器）

点検項目及び点検内容は，表 2-2 による。

ウ　交流遮断器（真空遮断器，油遮断器，ガス遮断器）

点検項目及び典型内容は表 2-3 による。

エ　断路器

点検項目及び点検内容は，表 2-4 による。

オ　計器用変成器

点検項目及び点検内容は，表 2-5 による。

カ　避雷器

点検項目及び点検内容は，表 2-6 による。

キ　高圧負荷開閉器（閉鎖形気中開閉器，開放形気中開閉器，真空開閉器）

点検項目及び点検内容は，表 2-7 による。

ク　高圧カットアウト

点検項目及び点検内容は，表 2-8 による。

ケ　高圧電磁接触器

点検項目及び点検内容は，表 2-9 による。

コ　力率改善装置

点検項目及び点検内容は，表 2-10 による。

サ　指示計器・表示操作及び保護継電器

点検項目及び点検内容は，表 2-11 による。

シ　低圧開閉器類

点検項目及び点検内容は，表 2-12 による。

ス　特別高圧ガス絶縁スイッチギヤ（GIS，C-GIS）

点検項目及び点検内容は，表 2-13 による。

セ　その他の特別高圧関連機器

点検項目及び点検内容は，表 2-14 による。

表 2-1　電気室，配電盤等（内部機器を除く）

点検項目	点検内容	周期	備考
1 電気室	①小動物が侵入するおそれのある開口部の有無を点検する。	1Y	
	②取扱者以外の者の立入禁止措置が行われていることを確認する。	1Y	
	③室内温度及び湿度の測定を行い，その良否を点検する。	1Y	
	④室内整理状況の良否及び消火器の有無を点検する。	1Y	
	⑤点検及び操作上必要な照度が確保されているかを確認する。	1Y	
	⑥保守点検に必要な通路が確保されているかを確認する。	1Y	
	⑦電気室の用途以外に使用されていないかを確認する。	1Y	
2 配電盤			

(1) 盤外観	①配電盤の据付け状態，損傷，さび，腐食，変色等の有無を点検する。	1Y	
	②盤内への漏水又は痕跡，小動物が侵入するおそれのある開口部の有無を点検する。	1Y	
	③点検扉の開閉の良否，及び施錠の有無を点検する。	1Y	
	④開放型の場合は，パイプフレーム等の据付け状況の良否，締付けボルトの緩みの有無を点検する。	1Y	
	⑤操作レバー・ボタン，切替スイッチ等の機器の破損及び機器取りつけ状況の良否を点検する。	1Y	
(2) 開放形母線，閉鎖形盤内部	①内部床上，機器仕切り板等の清掃を行う。	1Y	
	②母線，支持碍子類，絶縁隔離板の損傷，過熱，さび，変形，汚損，変色等の有無を点検する。	1Y	
	③機器取付及び配線接続状況の良否を点検する。	1Y	
	④接地線の損傷，断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。	1Y	
	⑤制御回路の断線，及び端子接続部の緩みの有無を点検する。	1Y	
	⑥配線符号（マークキャップ，端子番号等）の損傷及び脱落の有無を点検する。	1Y	
	⑦盤内照明の点灯，換気扇の作動の良否を点検する。	1Y	
3 外部配線 (1) ケーブル等の配線	表 1-4「幹線」による。		
(2)バスダクト	表 1-4「幹線」による。		
(3) ケーブルラック及び配管	表 1-4「幹線」による。		
4 絶縁測定	絶縁抵抗を測定し，その良否を確認する。	1Y	
5 接地抵抗	接地端子等において各種接地抵抗を測定し，その良否を確認する。	1Y	

表 2-2　変圧器（モールド変圧器，油入変圧器，特別高圧ガス入変圧器）

点検項目	点検内容	周期	備考
1 モールド変圧器	①機器外面の汚損，損傷，過熱，さび，腐食，変形，変色，異音等の有無を点検する。	1Y	

	②本体取付け及び配線接続状態の良否を点検する。また，防振装置を有するものは，その劣化の有無を点検する。	1Y	
	③接地線の損傷，断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。	1Y	
	④ダイヤル温度計の損傷（パッキン導管）の有無，及び指示値の良否を点検する。	1Y	
	⑤タップ切替器の破損，変色等の有無を点検する。	1Y	
	⑥絶縁抵抗を測定し，その良否を点検する。	1Y	
	⑦冷却ファン付きは，外観及び作動の良否を点検する。	1Y	
	⑧負荷時タップ切替器の破損，変色等の有無を点検する。	5Y	
	⑨巻線の過熱，変色及びヨークコア鉄板の飛び出しの異常の有無を点検する。	1Y	
2 油入変圧器	1 モールド変圧器①から⑧によるほか，次による。		
	①油面計により，油量の良否を確認する。	1Y	
	②放圧装置の外面の汚れ，損傷等の有無を点検する。	1Y	
	③劣化防止装置（吸湿呼吸器，コンサベータ等）の油面計指示値の良否，外面の汚れ，損傷等の有無を点検する。	1Y	
	④変圧器内部又は油劣化防止装置より絶縁油を採取して次の試験を行い，その良否を点検する。 ・絶縁破壊電圧試験（絶縁耐力試験） ・酸価度試験 ・油中ガス分析	5Y	
3 特別高圧ガス入変圧器	1 モールド変圧器①から⑧によるほか，次による。		
	①ガス配管及び安全弁の汚れ，損傷，さび，腐食等の有無を点検する。	1Y	
	②圧力計の汚れ，損傷，さび腐食等の有無を点検する。	1Y	
	③ガス強制循環式のものは，ガス送風機の異常音の有無を点検する。	1Y	
	④密度スイッチ（圧力スイッチ）の動作，復帰の点検をする。	1Y	
	⑤ガス送風機軸受けの潤滑油を点検し，補給する。また，振動に異常が無いことを確認する。	3Y	
	⑥ガスの成分測定を実施し，規定値にあることを確認する。	3Y	

表 2-3　交流遮断器（真空遮断器，油遮断器，ガス遮断器）

点検項目	点検内容	周期	備考
1 真空遮断器	①機器外面の損傷，過熱，さび，腐食，変形，汚損，変色等の有無を点検する。	1Y	
	②本体取付け状態及び配線接続状態の良否を点検する。また，引出形にあっては，出入れ操作の円滑性及び導体接触部の良否を点検する。	1Y	
	③接地線の損傷，断線及び端子接続部の緩み有無を点検する。	1Y	
	④遮断器の開閉表示及び開閉動作の良否を点検する。また，動作回数を確認する。	1Y	
	⑤制御回路の断線及び端子接続部の緩み等の有無を点検する。	1Y	
	⑥絶縁抵抗を測定し，その良否を確認する。	1Y	
	⑦操作機構部の損傷，変形，さび等の有無を点検する。また，可動軸部及び機構部の劣化グリスを取除き，適量のグリスを注油する。	5Y	
	⑧真空バルブに規定電圧を加え，真空度の良否を点検する。	5Y	
2 油遮断器	1 真空遮断器①から⑤によるほか，次による。		
	①油量が適切であることを確認する。	1Y	
	②絶縁油について次の試験を行い，その良否を確認する。 ・絶縁破壊電圧試験（絶縁耐力試験） ・酸化度試験	5Y	
	③内部消孤室，接触子等の異常の有無を点検する。	5Y	
3 ガス遮断器（特別高圧用）	表 2-13 特別高圧ガス絶縁スイッチギヤ（GIS，C-GIS）」による。		

表 2-4　断路器

点検項目	点検内容	周期	備考
断路器	①機器外面の汚損，損傷，過熱，さび，腐食，変形，変色等の有無を点検する。	1Y	
	②本体取付け状態及び配線接続状態の良否を点検する。	1Y	
	③接地線の損傷，断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。	1Y	
	④接触部の損耗，荒れ等の有無を点検する。	1Y	
	⑤開閉器入・切操作を行い，その良否を点検する。	1Y	

	⑥操作機構部の損傷，変形，さび等の有無を点検する。	1Y	
	⑦絶縁抵抗を測定し，その良否を確認する。	1Y	

表 2-5　計器用変成器

点検項目	点検内容	周期	備考
計器用変成器	①機器外面の損傷，過熱，さび，腐食，変形，汚損，変色等の有無を点検する。	1Y	
	②本体取付け状態及び配線接続状態の良否を点検する。	1Y	
	③接地線の損傷，断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。	1Y	
	④制御回路の断線，及び端子接続部の緩みの有無を点検する。	1Y	
	⑤電線貫通形の変流器は，汚損，亀裂等の有無を点検する。	1Y	
	⑥電力ヒューズ付きは，汚損，亀裂等の点検を行う。また，予備ヒューズの確認を行う。	1Y	
	⑦変成器二次巻線と大地間の絶縁抵抗を測定し，その良否を確認する。	1Y	
	⑧絶縁抵抗を測定し，その良否を確認する。	1Y	

表 2-6　避雷器

点検項目	点検内容	周期	備考
避雷器	①機器外面の汚損，損傷，過熱，さび，腐食，変形，変色，異音等の有無を点検する。	1Y	
	②本体取付け状態及び配線接続状態の良否を点検する。	1Y	
	③接地線の損傷，断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。	1Y	
	④漏れ電流測定を行い，その良否を確認する。	5Y	

表 2-7　高圧負荷開閉器（閉鎖形気中開閉器，開放形気中開閉器，真空開閉器）

点検項目	点検内容	周期	備考
1 閉鎖形気中開閉器	①機器外面の損傷，過熱，さび，腐食，変形，汚損，変色等の有無を点検する。	1Y	
	②本体取付け状態及び配線接続状態の良否を点検する。また，引出形は出入れ操作の円滑性及び導体接触部の良否を点検する。	1Y	
	③接地線の損傷，断線及び端子部接続部の緩みの有無を点検する。	1Y	
	④制御回路等を有するものは，絶縁抵抗を測定し，その良否を点検する。	1Y	

	⑤開閉器入・切操作を行い，その良否を点検する。 ⑥絶縁抵抗を測定し，その良否を確認する。	1Y 1Y	
2 開放形気中開閉器（LBS）	1 閉鎖形気中開閉器①から⑤によるほか，次による。 ①接触部の損傷，荒れ等の有無を点検する。 ②電力ヒューズ付きは，汚損，亀裂等の有無を点検する。また，予備ヒューズの確認を行う。 ③操作機構部の損傷，変形，さび等の有無を点検する。	 1Y 1Y 1Y	
3 真空開閉器	1 閉鎖形気中開閉器①から⑤によるほか，次による。 ①真空バルブ表面の汚れの有無を点検する。 ②操作機構部の損傷，変形，さび等の有無を点検する。	 5Y 1Y	

表 2-8　高圧カットアウト

点検項目	点検内容	周期	備考
高圧カットアウト	①機器外面の汚損，損傷，過熱，さび，腐食，変形，変色等の有無を点検する。 ②本体取付け状態及び配線接続状態の良否を点検する。 ③接地線の損傷，断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。 ④接触部の損傷，荒れ等の有無を点検する。 ⑤開閉器入・切操作を行い，その良否を点検する。 ⑥電力ヒューズ付きは，汚損，亀裂等の有無を点検する。また，予備ヒューズの確認を行う。 ⑦絶縁抵抗を測定し，その良否を確認する。	1Y 1Y 1Y 1Y 1Y 1Y 1Y	

表 2-9　高圧電磁接触器

点検項目	点検内容	周期	備考
高圧電磁接触器	①機器外面の汚損，損傷，過熱，さび，腐食，変形，変色等の有無を点検する。 ②本体取付け状態及び配線接続状態の良否を点検する。また，引出形は，出入れ操作の円滑性及び導体接触部の良否を点検する。 ③接触部の損傷，断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。 ④制御回路の断線，及び端子接続部の緩みの有無を点検する。	1Y 1Y 1Y 1Y	

	⑤接触器の開閉動作及び開閉表示が適正であることを確認する。 ⑥油入形の場合は，油面計により油量が適正であることを確認する。 ⑦操作機構部の損傷，変形，さび等の有無を点検する。また，可動軸部及び機構部の劣化グリスを取除き，適量のグリスを注油する。 ⑧内部消孤室，接触子等の異常の有無を点検する。	1Y 1Y 5Y 5Y	

表 2-10　力率改善装置

点検項目	点検内容	周期	備考
力率改善装置（進相コンデンサ直列リアクトル）	①機器外面の損傷，過熱，さび，腐食，変形，汚損，変色等の有無を点検する。 ②本体取付け状態及び配線接続状態の良否を点検する。 ③接地線の損傷，断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。 ④油入式直列リアクトルは，絶縁油を採取して次の試験を行い，その良否を確認する。 ・絶縁破壊電圧試験（絶縁耐力試験） ・酸価度試験 ⑤絶縁抵抗を測定し，その良否を確認する。	1Y 1Y 1Y 5Y 1Y	

表 2-11　指示計器・表示操作及び保護継電器

点検項目	点検内容	周期	備考
指示計器・表示操作及び保護継電器	①機器外面の損傷，過熱，さび，腐食，変形，汚損，変色等の有無を点検する。 ②本体取付け状態及び配線接続状態の良否を点検する。 ③接地線の損傷，断線及び端子接続部の緩み等の有無を点検する。 ④制御回路の断線及び端子接続部の緩み等の有無を点検する。 ⑤各指示計器の零点調整を行う。また，正常に機能していることを確認する。 ⑥保護継電器等の故障検出器を作動させて，警報並び故障表示の確認を行う。 ⑦シーケンス試験（インターロック試験及び保護継電器との連動試験）を行う。	1Y 1Y 1Y 1Y 1Y 1Y 1Y	 指示計器に限る。 保護継電器に限る。

表 2-12　低圧開閉器類

点検項目	点検内容	周期	備考

低圧開閉器類（配線用遮断器，漏電遮断器，電磁接触器）	①機器外面の損傷，過熱，さび，腐食，変形，汚損，変色等の有無を点検する。 ②本体取付け状態及び配線接続状態の良否を点検する。 ③接地線の損傷，断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。 ④開閉器の開閉動作及び遮断動作の良否を点検する。 ⑤配線用遮断器等の用途名称が正しいことを確認する。	1Y 1Y 1Y 1Y 1Y	

表 2-13　特別高圧ガス絶縁スイッチギヤ（GIS，C-GIS）

点検項目	点検内容	周期	備考
特別高圧ガス絶縁スイッチギヤ（GIS，C-GIS）	①機器外面の汚損，損傷，過熱，さび，腐食，変形，変色等の有無を点検する。 ②本体取付け状態及び配線接続状態の良否を点検する。 ③引込ケーブル等の端子部及びブッシングの汚損，き裂の有無を点検する。 ④接地線の損傷，断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。 ⑤制御回路の断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。 ⑥開閉装置及び遮断器の入・切操作を行い，その作動の良否を点検する。 ⑦密度スイッチ（圧力スイッチ）の動作復帰の点検をする。 ⑧絶縁抵抗を測定し，その良否を点検する。 ⑨ガスの成分測定を実施し，規定値にあることを確認する。	1Y 1Y 1Y 1Y 1Y 1Y 1Y 1Y 3Y	

表 2-14　その他の特別高圧関連機器

点検項目	点検内容	周期	備考
充電判定装置	電力会社の送電を確認する充電判定装置の端子接続状況及び作動の良否を点検する。	1Y	

(3)　自家発電設備

ア　消防法の適用を受ける自家発電設備は，消防法及びこれに基づく総務省令等の定めるところによる。

イ　本項は，消防法による非常電源，建築基準法による予備電源（以下「防災電源」という。）となる自家発電設備に適用する。

ウ　自家発電設備の点検項目及び点検内容は，表３による。

エ　運転試験は，6M が無負荷，1Y 及び６Ｙは負荷状態で実施する。

表３　自家発電設備

点検項目	点検内容	周期	備考
１発電機室等	①小動物が侵入するおそれのある開口部の有無を点検する。	6M	
	②取扱者以外の者の立入禁止措置が行われていることを確認する。	6M	
	③保守用Ｉビーム，チェーンブロック等にさび，取付けボルトの緩みを点検し，作動部の動きが円滑であることを確認する。	6M	
	④廃油処理が行われていることを確認する。	6M	
	⑥⑤照度を測定し，点検及び操作上必要な照度が保たれていることを確認する。	6M	
	⑥各設備，各機器，建築物等との保有距離が保たれていることを確認する。	6M	
	⑦点検上及び使用上障害となる不要物が置かれていないことを確認する。	6M	
２本体基礎部等	①共通台板の取付け状況及び基礎ボルトの変形，損傷等の有無を点検する。	6M	
	②防振装置（防振ゴム，ばね，ストッパー）のひび割れ，変形，損傷及びたわみの有無を点検する。	6M	
	③附属機器の取付け状態及び取付けボルトの点検を行う。	1Y	
	④原動機と発電機との軸継手部の損傷，緩み等の有無を点検する。また，たわみ軸継手が使用されているものは，緩衝用ゴムの損傷等の有無を点検する。	1Y	
３原動機			
(1)ディーゼル機関・ガス機関	①原動機の据付け状況を点検する。	6M	
	②各部の汚損，変形等の有無を点検する。	6M	
	③機側の各配管等に燃料，冷却水，潤滑油，始動空気等の漏れがないことを確認する。	6M	
	④クランクケース，過給機，燃料ポンプ，調速機等各部の潤滑油量が適正であることを確認する。	6M	
	⑤潤滑油の汚れ及び変質の有無を点検する。	6M	

	⑥機関のターニングにより，次の点検を行う。 ・各シリンダの吸・排気弁の開閉時期及びバルブクリアランスの良否 ・燃料噴射ポンプの吐出開始時期の良否	1Y	
	⑦燃料噴射弁の噴射圧力及び噴射状態の良否を点検する。	1Y	
	⑧燃料フィルター及び潤滑油フィルターの分解清掃を行い，フィルター本体及びエレメントに異常がないことを確認する。	1Y	紙フィルターは交換する。
	⑨過流式機関及び予燃焼室式機関は，予熱栓の発熱部の断線，変形等の有無を点検する。	1Y	
	⑩調速機（リンク系統及び電気系統）装置の作動状況を点検する。	1Y	
	⑪潤滑油の交換は潤滑油を潤滑油用プライミングポンプ，ウィングポンプ，ドレンポンプ等により排出し，フラッシング油を使用して清掃し，作業終了後フラッシング油を抜き取り新油を給油する。なお，潤滑油（製造者の指定品）の交換箇所は次による。 ・原動機油受 ・過給機油受 ・弁腕注油タンク ・一体形燃料噴射ポンプ油受 ・調速機 ・空気圧縮機油受 また，次の各部にグリス油（製造者の指定品）を給油する。 ・冷却水ポンプ（電動機付） ・同上（機関付） ・燃料移送ポンプ	6Y	
	⑫潤滑油プライミングポンプ，ブースタ等を分解し，異常の有無を点検する。	6Y	
	⑬シリンダヘッドを取外し，分解清掃後，カラーチェック等により燃焼面の亀裂及びストレッチによる変形の有無を点検する。また，取付け時，シリンダヘッド銅パッキン又はガスケットパッキンは交換する。	6Y	
	⑭吸・排気弁を取外し，分解清掃後，ばねの異常，弁棒と弁案内のしゅう動部の異常の有無を点検する。	6Y	
	⑮燃料噴射ポンプ及び吸排気弁用カム，タペットローラの磨耗，損傷，剥離等の有無を点検する。	6Y	
	⑯燃料噴射ポンプの吐出弁，弁座及び燃料高圧管の取付け部の損傷の有無を点検する。	6Y	
	⑰シリンダライナ及びピストンの点検は下記により行う。 ・燃焼面のカーボンを除去し，清掃する。 ・燃料面及びピストンとのしゅう動面に損傷の有無を点検する。	6Y	

	・ピストンとのしゅう動面の磨耗状態をシリンダゲージにより測定する。 ・シリンダライナを抜き出し，ジャケット側の腐食，損傷等の有無を点検する。 ・ピストンを抜き出し，ピストン及びピストンリングの磨耗状態を点検する。			
	⑱給気管等の点検は，下記により行う。 ・給気管内部に損傷の有無を点検する。 ・膨張継手の汚損，亀裂，破損等の有無を点検する。 ・給気冷却器付は，その内部を分解清掃後異常の有無を点検する。 ・過給機ケースの損傷，亀裂，腐食等の有無を点検する。	6Y		
	⑲冷却水ポンプの分解点検は，下記により行う。 ・メカニカルシールのゴムリング部の磨耗及び割れの有無を点検する。 ・インペラの損傷，亀裂，腐食等の有無を点検する。 ・ケーシング本体との隙間を測定する。	6Y		
	⑳下記の空気諸弁を分解清掃後，弁及び弁座の面荒れの有無を点検する。 ・分配弁 ・塞止弁 ・始動・停止用電磁弁 ・減圧弁等	6Y		
	㉑始動電動機等の点検は，下記により行う。 ・ブラシの磨耗状況を測定する。 ・整流子面に異常のないことを確認する。 ・開閉器主接点の面荒れを点検する。	6Y		
(2)ガスタービン機関	①原動機の据付け状況を点検する。	6M		
	②各部の汚損及び変形の有無を点検する。	6M		
	③機側の各配管等に燃料，冷却水，潤滑油，始動空気等の漏れの有無を点検する。	6M		
	④ボアスコープ等により燃料器内部，タービン翼，タービンノズル及び圧縮機等の変形，損傷等の有無を点検する。	1Y		
	⑤燃料フィルタ及び潤滑油フィルタの分解清掃は，(1)ディーゼル機関・ガス機関⑧による。ただし，カートリッジ式は，カートリッジを交換する。	1Y		
	⑥潤滑油交換は，(1)ディーゼル機関・ガス機関⑪による。	6Y		
	⑦次の燃料器内部の分解点検及び清掃を行う。 ・燃料ノズルの燃料配管 ・燃料器ケーシング部のヒートシールド板 ・アース，ケーブル等 ・ケーシング及びライナ ・点火プラグ及び燃料ノズル	6Y		

	・ライナ内外表面の割れ，焼損，カーボンの付着 なお，分解点検後の組立ては注記による。 注）1）燃料ノズルのガスケット両面には，シール剤を塗布する。 2）ノズル及びケーシングの取付けボルトには，二硫化モリブデン焼付防止剤又は同等品を塗布する。 3）ライナ取付け前に，ボアスコープでタービンノズルの点検を実施する。			
	⑧タービン翼及びタービンノズルを下記により分解点検する。 ・ライナを取外した状態で，その開口部から目視及びボアスコープにより点検する。 ・ノズルのベーン，デフレクタ又はスクロール内壁に局所的な焼損，亀裂等の有無を点検する。 なお，異常がある場合は燃料ノズルの緩み，漏れ，磨耗，堆積物の付着及び燃焼器ライナの損傷の有無を点検する。	6Y		
	⑨圧縮機の分解点検は，下記により行う。 ・圧縮機吐出し圧力，取出しタップをプレートと共に取外し，同位置に専用測定器具を取付ける。 ・ガスタービンを起動し，回転速度数，圧縮機吐出し圧力，圧縮機吐出し温度及び排気温度を記録する。 ・日常の運転記録があれば，それらのデータを利用して，ガスタービンの性能低下があるか調査する。	6Y		
	⑩始動電動機等は，(1)ディーゼル機関・ガス機関㉑による。	6Y		
4 発電機	①発電機本体，出力端子保護カバー等の変形，損傷，脱落，腐食等の有無を点検する。	6M		
	②発電機の巻線部及び導電部周辺に付着したほこり，油脂等による汚損の有無を点検し，乾燥状態にあることを確認する。	6M		
	③スペースヒータ及び回路の断線，過熱等の有無を点検する。	6M		
	④接地線の断線，亀裂及び接続部の緩みの有無を点検する。	6M		
	⑤ブラシ付発電機は，ブラシを引き出して，表面，側面の磨耗状態及びブラシ抑え圧力が適正値であることを点検する。また，ブラシ，ブラシ保持器スリッピング等の清掃を行う。なお，ブラシレス発電機の場合は，回転整流器，サージアブソーバ等の取付け状態を点検する。	6M		
	⑥軸受等の潤滑状況の良否，変質及び汚損の有無	1Y		

	を点検する。 ⑦潤滑油の汚損状況及び水分の混入状況をオイル試験紙を用いて点検する。	1Y	
5 発電機制御盤類（発電機盤，自動始動盤，補機盤）			
(1)盤本体・内部配線等	①盤本体，扉，ちょう番，ガラス窓等の損傷，さび，変形，腐食等の有無を点検する。	6M	
	②主回路及び制御用，操作用，表示用等の配線に腐食，損傷，過熱，ほこりの付着，断線等の有無を点検する。	6M	
	③主回路端子部，補機回路端子部，検出部端子部等の接続部分及びクランプ類に腐食，損傷及び過熱による変色の有無を点検する。	6M	
	④碍子類，その他の支持物に腐食，損傷，変形等の有無を点検する。	6M	
	⑤接地線の断線，腐食及び接続部の損傷等の有無を点検する。	6M	
	⑥スペースヒータ及び回路の断線，過熱等の有無を点検する。	6M	
(2) 盤内機器	①自動電圧調整装置（AVR）の変形，損傷，腐食，ほこりの付着，過熱及び接触不良の有無を点検する。	6M	
	②交流遮断器は，表 2-3 交流遮断機（真空遮断器，油遮断器，ガス遮断器）による。	6M	
	③手動断路器は，表 2-4 断路器による。	6M	
	④計器用変成器は，表 2-5 計器用変成器による。	6M	
	⑤負荷開閉器は，表 2-7 高圧負荷開閉器（閉鎖形気中開閉器，開放形気中開閉器，真空開閉器）による。	6M	
	⑥指示計器，表示操作及び保護継電器は，表 2-11 指示計器，表示操作及び保護継電器による。	6M	
	⑦配線用遮断器等の開閉器類は，表 2-12 低圧開閉器類による。	6M	
(3)制御回路部	①制御電源スイッチ，自動・手動切替スイッチ，自動始動制御機器等の操作及び取付け状態の良否並びに汚損，破損，腐食，過熱，異音，異常振動等の有無を点検する	6M	
	②補機盤は，次による。 ・補機用電源スイッチ（始動電動機，充電装置，空気圧縮機，室内換気装置，燃料移送ポンプ等）の操作及び取付け状態の良否並びに汚損，破損，腐食，過熱，異常音，異常振動等の有無を点検する。 ・補機運転用検出スイッチを短絡又は開放し	6M	自動運転は検出用スイッチを作動させて運転してもよい。

	て，自動運転ができることを確認する。			
6 始動用装置類				
(1) 蓄電池設備	①蓄電池は，表 4-2 蓄電池による。	6M		
	②始動回数試験を行い，消防法で定める駆動ができる容量であることを確認する。	6M		
(2) 空気始動設備	①始動空気槽，空気圧縮機等に変形，損傷，腐食等の有無を点検する。	6M		
	②始動回数試験を行い，消防法で定める駆動ができることを確認する。	6M		
	③附属の圧力計により始動用空気圧力が適正であることを確認する。	6M		
	④安全弁の吹出し，吹下りの圧力値が適正であることを確認する。	1Y		
	⑤空気圧縮機の潤滑油の漏れ，汚損，変色等の有無及び油量の良否を確認する。	6M		
	⑥始動回数試験後，始動用空気を規定時間内に規定圧力まで充気できることを確認する。	1Y		
(3) 自動充気装置	空気圧縮機等の作動に異音，異常振動及び過熱がないことを確認する。また，充気装置の動作状態が適正で上限及び下限の空気圧力が規定値内であることを確認する。	1Y		
(4)燃料槽	①燃料タンクの貯油量を油面計により点検し，併わせて油面計の動作の良否を点検する。又，滑車式油面計は，滑車の動作の円滑性及びワイヤ等の損傷の有無を点検する。	6M		
	②燃料タンク，配管及び各種バルブの状態並びに取付けボルトの異常の有無を点検する。	6M		
	③燃料タンク用通気金物の引火防止金網の脱落，腐食等の有無を点検する。	6M		
	④燃料タンクの燃料油の水分含有量について点検する。	1Y		
	⑤燃料タンク内部のさび，損傷等の有無を点検する。	6Y		
	⑥燃料タンクのスラッジの堆積状況を点検する。	6Y		
	⑦地下燃料タンクのマンホール内部のさびの有無を点検する。	1Y		
(5) 燃料移送ポンプ	①ポンプ運転用レベルスイッチが正常に作動することを確認する。	1Y		
	②ポンプの基礎ボルト及び取付けボルトを点検する。	1Y		
	③本体及び軸受部分に異音，異常振動，異常な温度上昇等の有無を点検する。	1Y		

	④電動機との直結部分又はプーリ間の芯出し及びベルトの張り具合が正常であることを確認する。	1Y		
	⑤軸封部分からの漏油の有無を点検する。	1Y		
(6)ガス系統付属機器				
ア ガス昇圧機	①損傷，油漏れ，水漏れ等の有無を点検する。	6M		
	②油量を確認する。	6M		
	③温度，冷却水流量・温度等を確認し，軸受部の振動の有無を点検する。	1Y		
	④軸封部等の漏れの有無を点検する。	1Y		
イ 空燃比制御装置	①制御機器の作動の有無を確認する。	1Y		
	②外観点検を行い，変形，損傷，漏れ，腐食，緩み等の有無を点検する。	1Y		
ウ ガス調圧器（レギュレータ)	ガス調圧器を開放し，内部の点検をする。	6Y		
エ 逆火防止装置（フレームアレスタ)	逆火防止装置を開放し，内部の点検をする。	6Y		
オ 点火装置	①点火プラグ・コードを点検する。	6M		
	②分配器（ディストリビュータ）を開放し，内部の点検をする。	1Y		
	③高電圧発生器を開放し，内部の点検をする。	6Y		
カ ガス混合器（ガスミキサ)	ガス開放器を開放し，内部の点検をする。	6Y		
(7)冷却水系統・地下水槽	①ボールタップ等の自動給水装置の変形損傷等の有無を点検し，動作が清浄であることを確認する。	6M		
	②地下水槽の水量を確認し，配管等の損傷，漏水等の有無を点検する。	6M		
	③冷却水を排出し，内部の清掃及び塗装を行う。	6Y		
	④地下水槽のフート弁を分解し，異常の有無を点検する。	6Y		
	⑤地下水槽内部の清掃，点検終了後，給水し，給水完了時の水位が規定値であることを確認する。	6Y		
(8)冷却塔	①羽根車の羽根及びサポート等の変形，損傷，さび，腐食等の有無を点検する。	1Y		
	②充填剤の汚損の程度を点検する。	1Y		

	③冷却水中の沈殿物，浮遊物等の有無及び水の透明等を点検する。	1Y		
	④送風機及びポンプを停止し，散水口の目詰まりを点検する。	1Y		
	⑤水槽下部の配水管を全開して排水した後、水槽上部より順次下方へと清掃を行う。	1Y		
	⑥自然乾燥後に上下水槽の損傷の有無を点検し，金属製水槽の場合は，塗装の状態及びさびの有無を点検する。	1Y		
	⑦ボールタップのフロートへの浸水及び変形の有無を点検し，フロートを上下に移動して補給水の給水，停止の状態を確認する。	1Y		
	⑧フロートスイッチのフロートへの浸水及び変形の有無を点検し，フロートを上下に移動して補給水ポンプの電源が正常に入・切することを確認する。	1Y		
	⑨通風装置のベルトを点検し，スリップによる摩耗，縁の切れ，底割れ，側面のひび割れ及び一部欠損の有無を点検する。	1Y		
(9)冷却水ポンプ	①圧力計の動作状態の良否を点検し，連成計及び圧力計の数値を確認する。	6M		
	②本体及び軸受部分の異音，異常振動，温度上昇等の有無を点検する。	6M		
	③本体と電動機との直結部分が正常であることを確認する。また，軸受部分からの漏水の有無を点検する。	6M		
	④ポンプの共通ベース及び基礎ボルトの損傷，緩み等の有無を点検する。	1Y		
(10)ラジエータ	①本体，ファン及びファンベルト等の変形，損傷，緩み，腐食，漏水等の有無を点検する。	6M		
	②ラジエータコア外面の汚損の有無を点検する。	6M		
	③屋外のフード，金網，がらり等のさび，損傷，緩み等の有無を点検する。	6M		
	④ラジエータ内部の冷却水の汚れの有無を点検する。	6M		
(11)換気装置	①給排気ファン等の据付け状態，回転部及びベルトに緩み，損傷，亀裂，異音，異常振動等の有無を点検する。	6M		
	②軸受部の潤滑油に汚れ，変質，異物の混入等の有無を点検する。	6M		
(12)排気装置				
ア　消音機	①支持金具，緩衝装置等の損傷の有無を点検する。	6M		
	②ドレンバルブ又はドレンコックを点検し，水分等を除去する。	1Y		
イ　排気管	①排気管と原動機，可燃物，その他の隔離距離を	6M		

	確認する。			
	②排気伸縮管，排気管及び断熱被覆に変形，脱落，損傷及び亀裂の有無を点検する。	6M		
	③排気管貫通部の断熱材保護部のめがね石等に変形損傷，脱落及び亀裂の有無を点検する。また，排気伸縮管を配管途中に取付けている場合は，貫通部の排気管固定の取付け状態を確認する。	6M		
	④室外露出部のさび等の有無及び先端部保護網の取付け状態の良否を点検する。	1Y		
ウ　排気ガス処理装置【三元触媒式，脱硝触媒式，水噴射式，上記噴射式処理装置】	①装置の変形，損傷，漏れ，腐食，緩み等の有無を点検する。	6M		
	②排気ガスを測定し，性能を確認する。	6M		
	③制御機器の作動の良否を確認する。	6M		
(13) 各種配管	①配管等の変形，損傷等の有無を点検し，支持金具に緩みがないことを確認する。	6M		
	②配管の取付け部及び接続部からの漏れの有無を点検し，バルブの開閉状態が正常の位置にあることを確認する。	6M		
	③原動機本体，付属機器及びタンク類との接続部の各種可とう管継手に変形，損傷，漏れ等の有無を点検する。また，ゴム状の可とう管継手を使用している場合は，ひび割れ等のないことを確認する。	6M		
	④温調弁及び感温部の動作温度が設定値どおりであることを確認する。なお，点検で取り外したパッキンは交換する。	1Y		
	⑤冷却水系統及び燃料系統の電磁弁の動作状況を点検する。	1Y		
(14)耐震措置	①ストッパ等の偏荷重，溶接部のはがれ等の有無を点検する。	6M		
	②基礎ボルト等の変形，損傷，ナットの緩みの有無を点検し，耐震措置が適切であることを確認する。	6M		
7 接地抵抗	①接地線の断線，腐食等の有無を点検する。	6M		
	②接地線接続の取付け状態（ボルト，ナットの緩み，損傷等）を点検する。	6M		
	③各種接地極の接地抵抗を測定し，その良否を点検する。	1Y		
8 絶縁測定	次の機器，回路別に絶縁抵抗を測定し，その良否を確認する。	1Y		

	・発電機関係 ・機器及び機側配線 ・電動機類		
9 運転機能 (1) 試運転	①始動タイムスケジュール及びシーケンス（自動動作状況）を確認し，自家発電装置が自動運転待機状態にあることを確認する。	6M	
	②始動前に自家発電装置の周囲温度，原動機の冷却水及び潤滑油温度を測定する。ただし，ガスタービンは，冷却水の温度測定を除く。また，オイルリング付発電機の場合は，発電機の潤滑油給油口から，内部のオイルリングの作動状況を確認する。	6M	
	③運転中，下記計器類の指示値が規定値内にあることを確認する。 ・電圧 ・周波数 ・回転速度 ・各部温度 ・各部圧力	6M	
	④ブラシ付発電機の場合は，運転中，発電機ブラシからのスパークの発生状況に異常がないことを確認する。	6M	
	⑤運転中に異音（不規則音），異臭，異常振動，異常な発熱，配管等からの漏れの有無を点検する。	6M	
	⑥保護装置の検出部を短絡又は動作させ，遮断器の遮断，原動機停止の機能，表示及び警報が正常であることを確認する。	6M	
	⑦自動始動盤の停止スイッチ（復電と同じ状態）による停止試験を行う。ただし，自動停止ができないものは，機側手動停止装置により行う。	6M	
	⑧ガスタービンは，停止回転低下中の回転変化が滑らかで，タービン内部にこすれ音等の異常音の有無を点検する。	6M	
	⑨試験終了後，スイッチ，ハンドル，バルブ等の位置が自動始動運転状態の待機状態にあることを確認する。	6M	
(2)調速機	①瞬時全負荷遮断性能は，発電機定格出力の100%の負荷において，電圧，周波数及び回転速度をそれぞれ定格値に合わせ，発電機用の遮断器を遮断して電圧周波数及び回転速度を測定し，安全性能を点検する。	1Y	100%負荷が確保する場合は，状況におじて部分負荷としてもよい。
	②瞬時負荷投入性能は，発電機用遮断器にて負荷を投入して電圧，周波数及び回転速度を測定し，安定性能を確認する。	1Y	

(3) 保護装置	保護装置の検出部の動作を実動作又は模擬動作で試験し，動作値が設定値どおりであることを確認する。	1Y	実動作が不適切な項目に付いては，模擬動作で行う。
(4) 実負荷運転	①発電機の定格出力の 30％以上の負荷において，次の測定を行い，その適否を確認する。 ・発電機の出力，電圧，各相電流，周波数，電力量及び電機子軸受の温度 ・ディーゼル機関及びガス機関の潤滑油，冷却水，排気ガス及び給気の圧力又は温度 ・ガスタービンの空気圧縮機の吐出圧力 ・ガスタービンのタービン入口におけるガス温度（出口の温度を測定して，入口のガス温度を算出する方法によるものを含む）及び軸受の出口における潤滑油の温度 ・原動機の回転速度 ・燃料消費量 ・振動（共通台板上の上下方向，軸方向及び軸と直角の水平方向の両振幅） ・背圧測定（ディーゼル機関及びガス機関の排気出口部）ただし，ガスタービンは，吸排気抵抗値を測定する。	1Y	
	②発電機室内又はキュービクル内の給気及び排気の状態を点検し，所定の温度上昇の範囲内にあることを確認する。	1Y	
	③運転中に油漏れ，異臭，異常音，異常振動，異常な発熱及び排気色の異常の有無を点検	1Y	
	④運転中に原動機出口より，消音器，建物等の外部に至るまでの排気系統からの排気ガス漏れの有無を点検する。	1Y	
	⑤敷地境界線において騒音測定を行う。	1Y	
	⑥発電機停止後，電機子及び軸受の温度を測定する	1Y	
	⑦試験終了後，スイッチ，ハンドル，バルブ等の位置が，自動始動運転の待機状態にあることを確認する。	1Y	
(5)予備品等	①製造者標準の予備品がそろっていることを確認する	6M	
	②設置時の完成図書，特に回路図が保管されていることを確認する。	6M	
	③保守工具，取扱い説明書が備えてあることを確認する。	6M	

(4)　直流電源設備

ア　本項は，防災用電源，操作側，バックアップ用の直流電源設備に適用する。

イ　点検周期６Ｍのものは，原則として通電状態での点検作業とする。

ウ　点検周期１Ｙは，取扱い説明書が備えてあることを確認する。

エ　整流装置の点検項目及び点検内容は，表 4-1 による。

オ　蓄電池の点検項目及び点検内容は，表 4-2 による。

表 4-1　整流装置

点検項目	点検内容	周期	備考
1 外箱，機器等の外観状況	①外箱の外観，計器，表示灯，スイッチ等の変形，損傷，汚れ，腐食等の有無を点検する。	6M	
	②各部分の汚損，損傷，温度上昇，加熱，変色，異音，異臭等の有無を点検する。	6M	
	③固定金具，据付ボルト等の変形，損傷，緩み等の有無を点検する。	1Y	
2 機能	①次の値を測定し，その良否を確認する。 ・交流入力電圧 ・トリクル充電電圧又は浮動充電電圧 ・均等充電電圧 ・負荷電圧 ・出力電流及び負荷電流（盤面計器による）	6M	
	②均等充電機能を有する場合は，手動により浮動又は均等充電への切替え動作の確認を行う。	6M	
	③開閉器及び遮断器の変形，損傷等の有無を点検する。また，入力・出力負荷，警報等の状況による ON，OFF 状態を確認する。	6M	
	④過放電防止装置，減液警報装置，不足電圧継電器等の設定値及び動作確認を行う。	1Y	
	⑤均等充電機能を有する場合は，機器の動作状況を下記項目について確認する。 ・均等充電から浮動充電への自動切替 ・負荷電圧補償装置 ・タイマの設定値 ・警報動作（ヒューズ断，サーマル動作，MCCB トリップ，過不足電圧，負荷電圧異常検出，過放電防止，放電終止，減液警報等）	1Y	
	⑥自動回復充電の動作を確認する。	1Y	
	⑦実負荷により常用電源を停電状態にしたときに自動的に非常用電源に切り替わり，常用電源を復旧したときに自動的に常用電源に切り替わることを確認する。	1Y	

3 配電・端子	内部配線及び端子部の劣化，並びに端子接続部の緩みの有無について点検する。	1Y	
4 絶縁抵抗測定	次の箇所の絶縁抵抗を測定し，その良否を確認する。 ・一次主回路と大地間 ・二次主回路と大地間 ・一次・二次相互間	1Y	
5 接地抵抗測定	単独接地極の場合は，接地抵抗を測定し，その良否を点検する。	1Y	

表 4-2　蓄電池

点検項目	点検内容	周期	備考
1 外観状況	①全セルについて電槽，ふた，各種栓体，パッキン等に変形，損傷，亀裂及び漏液の有無を点検する。なお，触媒栓式シール形蓄電池は，触媒栓の交換時期を確認する。また，据置鉛蓄電池（制御弁式）は，蓄電池の交換時期を確認する。	6M	
	②封口部のはがれ，亀裂等の有無を点検する。	6M	
	③全セルについて，電解液量を確認する。また，減液警報用電極の断線，腐食，変形等の有無を点検する。	6M	
	④架台及び外箱の変形，損傷，腐食等の有無を点検する。	6M	
	⑤蓄電池の転倒防止枠，緩衝材，アンカーボルト等の変形及び損傷の有無を点検する。	1Y	
	⑥蓄電池端子と配線及び全セルの蓄電池間の接続部の発熱，焼損及び腐食の有無を点検する。	1Y	
2 機能	①浮動充電中の全セルの電圧及び蓄電池総電圧を測定し，その良否を確認する。	6M	
	②浮動充電中の電解液比重及び温度測定を下記により行い，その良否を確認する。 ・据置鉛蓄電池は全セル（据置鉛蓄電池（制御弁式）及び小形シール鉛蓄電池は電解液比重測定を除く）について行う。	6M	
	・アルカリ蓄電池はパイロットセルのみについて行う。	1Y	
	③上記項目のセル電圧，電解液比重の点検結果が不良と判定された場合，均等充電が実施されていることを確認し，実施されていない場合は，点検終了後均等充電を行う。）	6M	

(5)　交流無停電電源設備

ア　交流無停電電源設備は，次の事項の確認又は作業を行う。

(ｱ)　停電作業範囲の明確化，停電時間，停電操作及び充電露出部に対する安全処置並びに施錠及び標識の設置の確認を行う。

(ｲ)　当該設備について機器操作の範囲及び分担の明確化を図り，災害，事故発生時の緊急連絡及び処置体制を整えるものとする。

(ｳ)　点検作業は，原則として全停電作業とし，バイパス回路等がある場合は切り替えて作業を行うものとする。

(ｴ)　交流無停電電源装置（簡易型を除く）の点検項目及び点検内容は，表 5-1 による。

イ　簡易型は，整流装置，逆変換装置，蓄電池装置等の全部をひとつのキャビネットに収納したもの，又は一部を別キャビネットにした小容量のものとする。

簡易型の点検項目及び点検内容は，表 5-2 による。

表 5-1　交流無停電電源装置（簡易型を除く）

点検項目	点検内容	周期	備考
1 外箱，機器等の外観状況	①固定金具，据付けボルト等の変形，損傷及び緩みの有無を点検する。	1Y	
	②抵抗器の変色及び変形の有無を点検する。	1Y	
	③コンデンサの変色，変形，液漏れ及び防爆弁の異常の有無を点検する。	1Y	
	④半導体スタック類の接点荒れ及びコイル変色の有無を点検する。	1Y	
	⑤継電器，接触器の接点荒れ及びコイル変色の有無を点検する。	1Y	
	⑥プリント基盤の部品変色及び汚損の有無を点検する。	1Y	
	⑦ヒューズの熱変色の有無を点検する。	1Y	
	⑧冷却ファンの熱による変色の有無を点検する。	1Y	
	⑨トランス及びリアクトルの過熱，変色等の有無を点検する。	1Y	
2 機能	①容量 100kVA 以上の場合は，主回路に使用している半導体素子の素子漏れ電流測定及びゲート特性試験を行い，その良否を確認する。	1Y	
	②ゲート回路を単独運転させ各電源電圧を測定し，規定値内であることを確認する。	1Y	
	③ゲート回路の運転又は停止中において，次の測	1Y	

	定を行い、その良否を確認する。 ・発振器周波数の確認（主発振器，キャリアパス） ・電圧制御リミットの測定 ・各部動作表示の確認 ・主回路素子のゲート波形（電圧）の確認		
	④運転・停止，出力切替試験，故障シーケンスの動作確認（展開接続図に基づいて）及び表示警報等が正常であることを確認する。	1Y	
	⑤保護回路の各種保護継電器の設定値に対する動作値を測定し，許容値以内であることを確認する。	1Y	
	⑥無負荷運転試験（展開接続図に基づいて）を下記により行う。 ・主回路各部の波形をシンクロスコープ等により測定し，異常がないことを確認する。 ・電圧，電流等を各指示計器又はシンクロスコープ等により測定し，規定値以内であることを確認する。 ・運転中，主回路機器の異音，異臭等の有無を点検する。	1Y	
3 配線，端子	内部配線，端子部の変色，劣化及び緩みの有無を点検する。	1Y	
4 絶縁測定	次の箇所の絶縁抵抗を測定し，その良否を確認する。 ・交流入力回路と大地間 ・インバータ主回路と大地間 ・出力回路と他回路大地間	1Y	
5 接地抵抗	単独接地極の場合は，接地抵抗を測定し，その良否を点検する。	1Y	
6 蓄電池	表 4-2 蓄電池による。	1Y	

表 5-2　交流無停電電源設備（簡易型）

点検項目	点検内容	周期	備考
交流無停電電源装置	①装置の過熱，ほこり等の付着の状態を点検する。	1Y	
	②キャビネットの変形，損傷及び変色等の有無を点検する。	1Y	
	③異音，異臭等の有無を点検する。	1Y	

	④支持ボルト等の緩みの有無について点検する。 ⑤パネル表示，操作部等の操作及び表示機能を点検する。 ⑥電源電圧（入力電圧・出力電圧）の確認を行う。 ⑦交流入力電源を停電させ，蓄電池運転への切替，複電時の切替，交流直送回路への切替等の点検を行う。 ⑧蓄電池について，変形，損傷，亀裂，液漏れ等の有無を点検する。	1Y 1Y 1Y 1Y 1Y	

(6)　外灯

ア　本項は，脚立等で作業できる範囲に設置されているものに適用する。

イ　点検項目及び点検内容は，表6による。

表6　外灯

点検項目	点検内容	周期	備考
1灯具	①グローブを取外し，灯具の変形，破損及び腐食の有無を点検する。 ②安定器収納部の浸水又はその痕跡の有無を点検する。	1Y 1Y	
2支持柱	①ポール内臓の配線用遮断器，及び配線の接続の良否を点検する。 ②沈下，傾斜，倒壊の危険等の有無を点検する。 ③変形，破損及び腐食の有無を点検する。 ④アンカーボルトの緩み，腐食等の有無及びアンカーボルト周辺のシール材の剥離，欠落等の有無を点検する。	1Y 1Y 1Y 1Y	

(7)　航空障害灯

点検項目及び点検内容は，表7による。

表7　航空障害灯

点検項目	点検内容	周期	備考
1灯具	①レンズを取外して内外面の汚れ，灯具の損傷及び腐食の有無を点検する。 ②ランプソケット及び配線接続の良否を点検す	1Y 1Y	

	る。 ③灯具取付け金物の損傷，腐食，ボルトの緩み等の有無を点検する。	1Y	
2 支持柱	表 6 の該当事項による。	1Y	
3 制御盤 (1) キャビネット	①雨水の浸入，結露等の有無を点検する。	1Y	
	②外箱の過熱，振動音等の有無を点検する。	1Y	
	③固定金具，転倒防止金具，据付ボルト等の変形，損傷及び緩みの有無を点検する。	1Y	
(2) 導電部 ア 母線，分岐導体盤内配線，支持金物等	異音，異臭，変色及び過熱の有無を点検する。	1Y	
イ 端子台	異音，変色及び過熱の有無を点検する。	1Y	
(3) 機器，制御回路 ア 遮断器，継電器，電磁接触器，変流器，計器，進相コンデンサ，制御機器	①テストボタン（漏電遮断器等）による動作の確認を行う。	1Y	
	②異音，発熱，異臭，変色等の有無を点検する。	1Y	
	③取付け状態の良否を点検する。	1Y	
	④単位装置毎に試験運転を行い，運転電流を測定し，その良否を確認する。	1Y	
イ 絶縁変圧器	外傷，異音，発熱等の異常の有無を点検する。	1Y	
ウ 制御回路	警報装置等の作動の良否を点検する。	1Y	
(4) 絶縁測定	母線，分岐導体の各相間及び各分岐回路の電線と大地間の絶縁抵抗を測定し，その良否を確認する。	1Y	
(5) 接地抵抗	接地抵抗を測定し，その良否を確認する。	1Y	

(8) 避雷設備

点検項目及び点検内容は，表 8 による。

表 8　避雷設備

点検項目	点検内容	周期	備考
1 受雷部	取付け状態及び避雷導線との接続状態を確認する。	1Y	
2 避雷導線等	避雷導線等の損傷，断線及び接続不良の有無を点検する。	1Y	
3 支持管	①支持金物の腐食，緩みの有無を点検する。 ②支持ボルト周辺のシール材の剥離，欠落等の有無を点検する。	1Y 1Y	
4 端子箱	①端子箱の緩み等を点検する。 ②箱の腐食の有無を点検する。	1Y 1Y	
5 接地極	①接地抵抗を測定し，その良否を確認する。 ②接地極位置等の表示の有無を確認する。	1Y 1Y	

(9)　構内配電線路

点検項目及び点検内容は，表 9 による。

表 9　構内配電線路

点検項目	点検内容	周期	備考
1 ハンドホール，マンホール等	①亀裂，損傷及び沈下の有無を点検する。 ②周辺地盤の沈下の有無を点検する。 ③蓋及び金物の取付け状態の良否を点検する。 ④さび，腐食等の劣化の有無を点検する。	1Y 1Y 1Y 1Y	
2 電柱	①沈下，傾斜及び倒壊の危険等の有無を点検する。 ②電柱，支持材等の破損及び腐食の有無を点検する。 ③立上りケーブル保護材の変形，損傷，腐食等の有無を点検する。 ④接地線の損傷，断線等の有無を点検する。 ⑤接地抵抗を測定し，その良否を確認する。	1Y 1Y 1Y 1Y 1Y	

3 架線	①架空電線の損傷の有無を点検する。 ②架空電線の張力（たわみ）の状況を点検する。 ③接続箇所の損傷及び劣化の有無を点検する。 ④架空電線と工作物又は樹木等の接近状態を点検する。 ⑤ちょう架用線との取付け状態を点検する。	1Y 1Y 1Y 1Y 1Y	
4 地中線	①ハンドホール及びマンホール内は次の点検を行なう。 ・ケーブル，接地線及び支持金物の損傷，劣化等の有無 ・高圧・低圧ケーブル及び弱電流ケーブルとの離隔距離等の状態 ・ケーブルの立上り部分の損傷，劣化の有無 ・ケーブルの用途，行先等の名札の取付け状況 ②埋設標の設置状態を点検する。	1Y 1Y	

第3章　運転・監視及び日常点検等及び保守

第1節　一般事項

1　適用

建築物に常駐して実施する運転・監視及び日常点検・保守に適用する。

2　業務目的

本業務は，建築設備について，中央監視制御装置等を活用し，エネルギー使用の適正化，温室効果ガス排出の削減を図りつつ正常で効率的な運転を行なうことにより建築物の用途に応じた利用と施設運営に資するとともに，目視等の簡易な方法により建築設備の劣化及び不具合の状況を把握し，保守等の措置を適切に講じることにより所定の機能を維持し，事故・故障等の未然の防止に資することを目的とする。

3　業務条件

業務を行わない祝祭日等の閉庁日は，特記による。

4　施設情報の把握

「業務計画書」，「作業計画書」の作成及び業務の実施は，次の事項を十分把握して行うものとする。

(1)　施設運営に関すること
(2)　設備機器の設置年及び運転時間に関すること
(3)　施設の行事に関すること

5　運転・監視の範囲

運転・監視の範囲は次による。ただし，業務における運転・監視の対象設備等は，特記による。

(1)　設備機器の起動・停止の操作
(2)　設備運転状況の監視又は計測・記録
(3)　エネルギー使用の適正化
(4)　運転時間に基づく設備計画保全の把握
(5)　その他特記で定めた事項

6　点検の範囲

(1)　日常点検の対象部分，数量等は特記による。

(2)　特記した対象部分について共通仕様書及び特記に示す点検内容を実施する。
(3)　電気室，機械室等の主要な設備機器の設置場所は，1 日 1 回巡視して機器等の異常の有無を点検する。なお，定められた対象部分以外であっても，異常を発見した場合には施設管理担当者に報告する。

7　保守の範囲

運転・監視及び日常点検の結果に応じ，実施する保守の範囲は，次のとおりとする。
(1)　汚れ，詰まり，付着等がある部分又は点検部の清掃
(2)　取り付け不良，作動不良，ずれ等がある場合の調整
(3)　ボルト，ねじ等で緩みがある場合の増し締め
(4)　次に示す消耗部品の交換及び補充
　ア　潤滑油，グリス，充填油等
　イ　ランプ類（高さ 3.5m以下に限る），ヒューズ類
　ウ　パッキン，0 リング類
　エ　精製水の補充
　オ　フィルター類
(5)　接触部品，回転部分等の注油
(6)　軽微な損傷がある部分の補修
(7)　塗料，その他の部品補修（タッチペイント），その他これらに類する作業
(8)　消耗品の在庫管理
(9)　保守で生じた廃棄物処理
(10)　支給部品による簡単な部品交換
(11)　その他特記で定めた事項

8　周期の表記

運転・監視及び日常点検・保守の周期の表記は，次による。
(1)　1D は，1 日に 1 回行うものとする
(2)　1W は，1 週に 1 回行うものとする
(3)　1M は，1 月に 1 回行うものとする

9　支給材料

保守に用いる次の消耗品，付属品等は，特記がある場合を除き受注者の負担外とする。
(1)　ランプ類（照明用ランプ，表示灯を含む）
(2)　ヒューズ類
(3)　パッキン，0 リング類
(4)　蓄電池用精製水

(5)　発電機用燃料（オイルを含む）
(6)　フィルター類
(7)　乾電池類
(8)　塗料（タッチペイントによる部分的な塗装補修とし，ホルムアルデヒド放散等級F☆☆☆☆の防錆ペイントを使用する。）

10　定期点検時の立ち会い

業務関係者は，別契約の関連業者が行う定期点検に立ち会う。

11　運転・監視の記録及び報告

(1)　日常点検における業務日誌を作成し，記録整理する。
(2)　運転・監視の業務の記録には，次の事項を記載する。
　ア　記録者
　イ　電気，ガス，油，水道，下水道等の光熱水の使用量
　ウ　その他，本編に定める項目
(3)　業務の報告は，施設管理担当者の指示又は特記による。なお，業務において，正常でないことが認められた場合は，直ちに施設管理担当者に報告する。

12　臨時の措置等

(1)　災害発生に対する措置について，施設管理担当者と協議の上，次の事項をまとめた防災マニュアルを作成し，施設管理担当者の承諾を受ける。
　ア　緊急事態への準備
　イ　緊急事態発生後の対応
　ウ　業務の早期復旧
(2)　災害発生に伴う重大な危険が認められた場合は，直ちに必要な措置を講じるものとする。この場合は，直ちに施設管理担当者に連絡するとともに，防災センター等との連絡調整を行う。

13　機器等に異常が認めた場合の措置

業務責任者は，機器等に異常が認められた場合の連絡体制，対応法について，施設管理担当者とあらかじめ協議して定めておく。なお，緊急を要する場合は，業務関係者は必要な措置を直ちに講じる。

14　資料等の整理，保管

業務期間中は，次に示すものの整理及び保管を行う。

(1)　機器の取扱説明書等

(2)　機器台帳等

(3)　工具，器具とその台帳

15　設備室の清掃

電気室，機械室等の設備室は，整理整頓及びはき掃除程度の清掃を行う。

16　障害等の排除

設備の運転中，点検及び操作・使用上の障害となるものの有無を点検する。

17　点検及び保守に伴う注意事項

(1)　点検及び保守の実施の結果，対象部分を現状より悪化させてはならない。

(2)　点検及び保守の実施に当たり，仕上材，構造材等の一部撤去又は損傷を伴う場合には，あらかじめ施設管理担当者の承諾を受ける。

(3)　点検・保守が困難な部分等の対応については，事前に施設管理担当者と協議する。

18　運転・監視，計測・記録及び保守・点検に伴う留意事項

受託者は，エネルギー使用の適正化，温室効果ガス排出の削減に関する，発注者からの協議には専門的見地から誠実に対応し，管理標準等の運営に関しての助言等を行うこと。

19　防災訓練等への参加

受注者は，施設管理担当者が実施する防災訓練その他施設運営上必要な訓練行事に参加する。

第2節　点検内容

1　適用

(1)　適用

日常点検，臨時点検及び運転・監視に適用する。

(2)　保安規程の遵守

保安規程により定められている点検項目，点検内容及び周期は，共通仕様書に優先する。なお，保安規程により定められていない事項は，共通仕様書による。

2　運転・監視及び点検の範囲

(1)　電灯・動力設備

点検項目及び点検内容は，表10による。

表10　電灯・動力設備

点検項目	点検内容	周期	備考
1照明器具	共用部分の点灯状態の確認を行う。	1M	
2 分電盤，照明制御盤等	①異常なうなり音の有無を確認する。 ②各開閉器等の開閉状態を確認する。	1M 1M	
3制御盤	①異常なうなり音，発熱，異臭，異色等の有無を点検する。 ②コンデンサの液漏れ，ふくらみ等の有無を点検する。	1M 1M	

(2)　受変電設備

ア　受変電設備の運転・監視は，あらかじめ電気設備の配置図，結線図等を基に電気主任技術者と協議し，巡回経路を定めて点検する。なお，異常がある場合は速やかに，施設管理担当者又は電気主任技術者に報告する。

イ　点検項目及び点検内容は，表11による。

表11　受変電設備

点検項目	点検内容	周期	備考
1 盤類（配電盤，パイプフレーム，さく	①扉の開閉の良否，及び施錠の有無を点検する。 ②汚損，損傷，変形，亀裂，塗装の剥離及びさびの有無を点検する。	1M 1M	

等)	③ボルトの緩みの有無を点検する。 ④雨水の浸入，ほこり等の堆積状態を点検する。 ⑤標識の汚損及び取付け状態を点検する。	1M 1M 1M	
2 特別高圧機器，変圧器 ・モールド変圧器，油入変圧器	温度の適否を温度計の指示値により確認し，異常な高温となっている場合は，負荷電流の状態を確認する。	1D	
3 高圧機器 (1) 変圧器（乾式変圧器，油入変圧器)	異常音，異臭，異常振動等の有無を点検する。	1W	
(2) 交流遮断器，負荷開閉器，電磁接触器	異常音，異臭，漏湯等の有無を点検する。	1D	
(3) 計器用変圧器	①汚れ，損傷，亀裂，過熱，変色，漏油等の有無を点検する。 ②接続部の変色の有無を点検する。 ③接地線の外れ，断線等の有無を点検する。	1W 1W 1W	
(4) 指示計器，表示操作類	①各計器の表示値の適否を点検する。 ②配電盤等の信号灯，表示灯類をランプチェックで確認する。	1D 1M	
(5) 高圧進相コンデンサ	異常音，異臭，変形，ふくらみ等の有無を点検する。	1W	
4 低圧機器 (1) 開閉器類（配線用遮断器，漏電遮断器，電磁接触器，双投電磁接触器)	①異常音，異臭，損傷，過熱，変色等の有無を点検する。 ②開閉表示状態（指示，点灯）を確認する。	1M 1M	
(2) 指示計器，表示操作類	①各計器の表示値の適否を点検する。 ②配電盤等の信号灯，表示灯類をランプチェックで確認する。	1D 1M	
(3) 低圧進相コンデンサ	異常音，異臭，変形，ふくらみ等の有無を点検する。	1W	

(3)　自家発電設備

ア　自家発電設備の運転・監視は，システムの安定的及び効率的な運転並びに緊急時に迅速な対応がなされるよう行う。

イ　点検項目及び点検内容は，表 12 による。

表 12　自家発電設備

点検項目	点検内容	周期	備考
1 自家発電装置	①燃料油及び潤滑油の漏れの有無を点検する。 ②冷却水の量及び漏れの有無を点検する。	1D 1D	
2 配電盤	①配電盤等の信号灯，表示灯類の点検状態をランプチェック等により点検する。 ②自家発電装置が始動及び自動運転待機状態（切替スイッチの自動側位置等）にあることを確認する。	1M 1W	装置に搭載された盤を含む。 装置に搭載された盤を含む。
3 補機付属装置 (1) 始動用蓄電池装置 ア 整流器	①表示灯類の点灯状態を点検する。 ②操作，切替スイッチ等の状態を点検する。	1D 1W	
イ 始動用蓄電池	①蓄電池の損傷，液漏れ，汚損等の有無を点検する。 ②蓄電池の電解液面を点検し，最高・最低液面線内にあることを確認する。 ③蓄電池の総出力電圧を確認する。	1W 1W 1W	
(2) 始動用空気圧縮装置	①充気された空気を圧縮計指示値により確認する。 ②空気槽内の水抜きを行う。	1W 1W	
(3) 燃料タンク，燃料移送ポンプ等	①タンク，ポンプ及び配管の油漏れ，変形，損傷等の有無を点検する。 ②油量を点検する。	1W 1W	
(4) 冷却水タンク	①タンク，ポンプ及び配管の水漏れ，変形，破損等の有無を点検する。 ②冷却水の水量等を点検する	1W 1W	
(5) ラジエータ	①ラジエータ排風口周りの障害物の有無を点検する。	1W	

	②ラジエータの水漏れ，変形，損傷等の有無を点検する。	1W	
(6)換気装置	①自然換気口の開口部の状況又は機械換気装置の運転が適正であることを手動運転により確認する。	1M	
	②給・排気ファンが，自家発電装置の運転と連動して運転できることを確認する。	1M	
(7)排気管，消音器	①排気管等の過熱部周辺に可燃物が置かれていないことを確認する。	1M	
	②排気管等の支持金具の緩みの有無を点検する。	1M	
(8)バルブ	各種バルブの開閉状態を点検する。	1M	
4 試運転	①試験スイッチを投入して，試運転を行い，始動時間を確認する。	1M	
	②運転中，電圧計，周波数計等の計器の指示値適正であることを確認する。	1M	
	③回転数，温度，圧力等を付属の各計器により始動前及び運転時の指示値を確認する。	1M	
	④試運転終了後，スイッチ，ハンドル，バルブ等を自動始動側に切り替えて，運転待機状態にあることを確認する。	1M	

(4)　直流電源設備

点検項目及び点検内容は，表 13 による。

表 13　直流電源設備

点検項目	点検内容	周期	備考
1 整流装置	①表示灯類の点灯状態を点検する。	1D	
	②操作，切替スイッチ等の状態を点検する。	1W	
2 蓄電池	①蓄電池の損傷，液漏れ，汚損等の有無を点検する。	1W	
	②蓄電池の電解液面を点検し，最高・最低液面線内にあることを確認する。	1W	
	③蓄電池の総出力電圧を確認する。	1W	

(5)　交流無停電電源設備

点検項目及び点検内容は，表 14 による。

表 14　交流無停電電源設備

点検項目	点検内容	周期	備考
1 整流装置，逆変換装置	①汚れ，損傷，過熱等の温度上昇，変形，異音，異臭，腐食等の有無を点検する。	1W	
	②各計器の指示値を確認する。	1D	計器のあるものに限る。
	③表示灯類の点灯状態をランプチェック等により点検する。	1M	
2 蓄電池	①蓄電池の損傷，液漏れ，汚損等の有無を点検する。	1W	
	②蓄電池の電解液面を点検し，最高・最低液面線内にあることを確認する。	1W	
	③蓄電池の総出力電圧を確認する。	1W	

(6)　外灯

点検項目及び点検内容は，表 15 による。

表 15　外灯

点検項目	点検内容	周期	備考
外灯	①点灯状態を点検する。	1D	
	②灯具，ポール等の損傷，破損，さび，腐食等の有無を点検する。	1M	

(7)　航空障害灯

点検項目及び点検内容は，表 16 による。

表 16　航空障害灯

点検項目	点検内容	周期	備考
1 灯具	点灯状態を点検する。	1D	
2 制御盤	①異音，発熱，異臭，変色等の有無を点検する。	1M	

	②警報作動状態を試験用押しボタン等により点検する。	1M	

(8)　避雷設備

点検項目及び点検内容は，表 17 による。

表 17　避雷設備

点検項目	点検内容	周期	備考
避雷設備	①突針支持管の取付け状態を点検する。 ②突針等の支持管の固定状態を点検する。 ③棟上げ導体の取付け状態及び損傷等の有無を点検する。	1M 1M 1M	

(9)　構内配電線路

点検項目及び点検内容は，表 18 による。

表 18　構内配電線路

点検項目	点検内容	周期	備考
構内配電線路	①架空線，引込線及びちょう架線と植物との離隔距離及びたるみ，損傷等の有無を点検する。 ②電柱，支持物等の損傷，傾斜，腐朽，脱落等の有無を点検する。 ③引込みケーブル及び端末部の損傷，汚損，コンパウンド漏れ等の有無を点検する。 ④マンホール及びハンドホールの蓋の損傷の有無を点検する。	1M 1M 1M 1M	